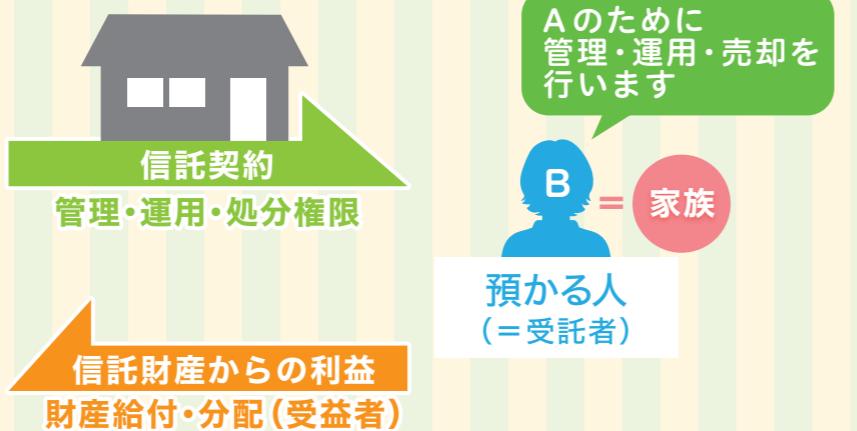
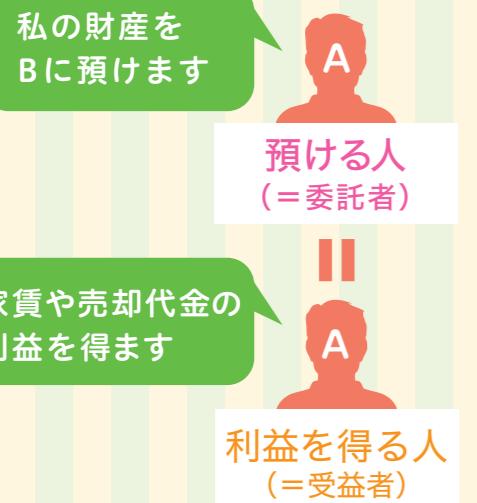


信託とは

- ※1
①自身(=委託者)の財産を
②信頼できる人(=受託者)に預ける制度です



※1 信託とは、契約・遺言等により特定の者が一定の目的(もっぱらその者の利益を図る目的を除く)に従い財産の管理・処分その他の目的達成のために必要な行為をすべきものとすることを言います(信託法2条1項)。

信託の相談から実行までのステップ



- お客様のお悩みやご要望をうかがいます。
- 信託プランのご提案、および概算費用^{※2}の見積もりをします。
- ご家族など関係者へのご説明をします。
- 各専門家による諸手続きを行います。
- ①口座開設 ②不動産登記 ③融資実行 ④その他

※2 内容によって、概算費用は変動します。

- こんなお悩みの方は信託のご検討をオススメします
- 親が元気なうちに相続対策をしたい
 - 自分(親)が認知症になっても困らないようにしておきたい
 - 自分(親)が希望する資産の承継をしたい
 - 病気や障害等により判断能力に不安がある方へ資産を残したい
 - 事業承継を考えねばならないが、今すぐバトンタッチはできない

ご留意事項

●りゅうぎん家族de信託(以下「本サービス」という)における信託契約等の当事者となるのは、お客さまおよびお客様のご家族等であり、当行は信託契約等の当事者にはなりません。●信託契約等締結後、信託財産の管理・運用・処分等は信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用・処分等に関与しません。●本サービスにおける信託契約等の内容、および受託者による信託財産の管理・運用・処分等について、当行は責任を負いません。●本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますのでご了承ください。●本サービスには当行所定の手数料が必要となります。また、司法書士手数料・登記費用・公正証書作成費用などの実費精算が必要になります。詳しくは以下「お問い合わせ先」までご連絡ください。

お問い合わせ先

琉球銀行 営業統括部

受付/9:00~17:00(銀行休業日は除きます。)

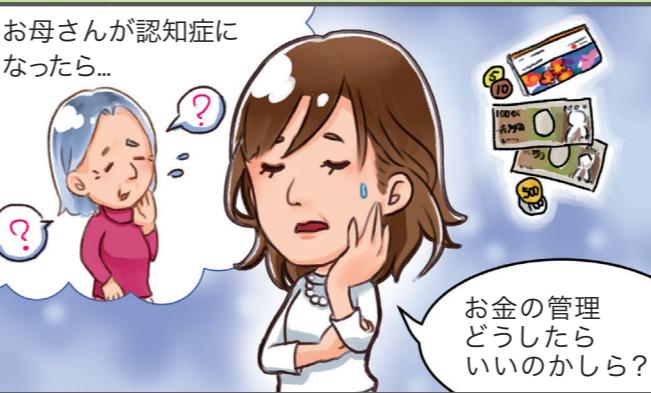
098-860-3330

りゅうぎん 家族de信託



ご家族の財産管理について
このような悩み抱えていませんか?

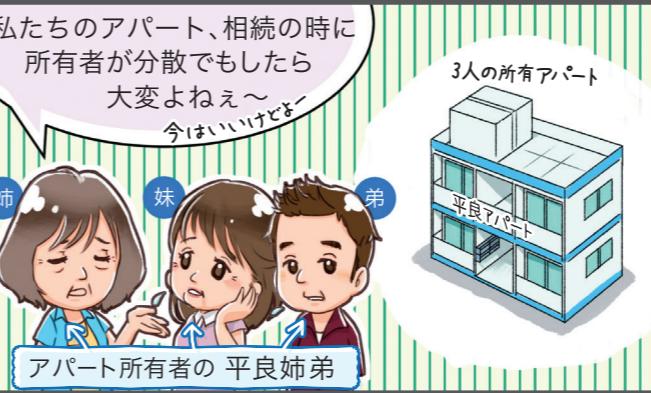
1 もし、親が認知症になったら...



2 親の遊休地の相続対策をしたいけど...



3 共有不動産に相続が発生したら...



4 私たちには子供がないけど...



そんな方はコチラ

琉球銀行

りゅうぎん 家族de信託 では、このようにお悩みを解決します！

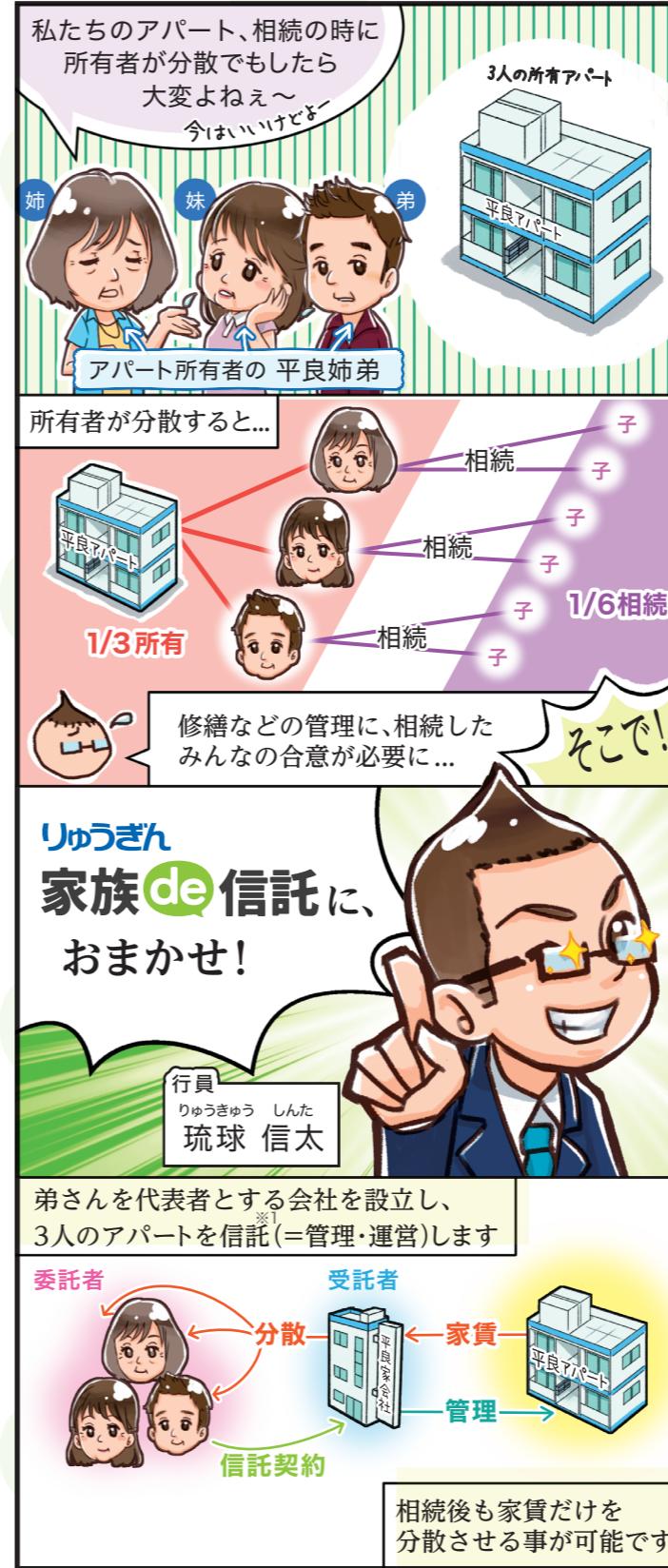
1 認知症対策



2 遊休地の相続対策



3 共有不動産の相続対策



4 2次相続以降の資産継承

